

匝瑳市横芝光町消防組合  
消防本部及び匝瑳消防署消防庁舎建替整備  
基本計画

令和 7 年 10 月  
匝瑳市横芝光町消防組合

# 目 次

## 第1 基本計画策定の趣旨

1 基本計画の位置づけ	1
2 基本構想との整合	1
3 消防庁舎建替整備に係る基本方針	1

## 第2 建設予定地

1 位置	3
2 建設予定地概要	4
3 建物等の配置イメージ図	4

## 第3 整備基本計画

1 意匠計画	5
2 構造計画	7
3 各室計画	8
4 外構計画	16
5 電気設備計画	18
6 機械設備計画	20
7 新消防庁舎の規模等	22

## 第4 整備事業計画

1 事業概要等	25
2 事業手法	25
3 特定財源	29
4 事業スケジュール計画	31

# 第1 基本計画策定の趣旨

## 1 基本計画の位置づけ

本基本計画は、匝瑳市横芝光町消防組合消防庁舎建替整備基本構想（以下「基本構想」という。）で示した消防庁舎建替整備に係る基本方針に基づき、消防本部及び匝瑳消防署消防庁舎建替整備に係る諸条件について整理及び検討を行い、その内容を取りまとめたものであります。

また、第3 整備基本計画に示す事項については、基本設計において更なる検討を行うものであり、詳細は、構成市町と協議の上、決定していきます。

## 2 基本構想との整合

基本構想では、現消防庁舎に抱える課題、国の計画及びガイドライン、匝瑳市横芝光町消防組合常備消防力適正配置調査報告書の結果等を考慮し、消防庁舎建替整備に係る基本方針を示しました。

本基本計画は、基本構想において示された当該基本方針に基づき、消防庁舎建替整備に係る諸条件について整理及び検討を行うものです。

## 3 消防庁舎建替整備に係る基本方針

### （1）大規模化及び多様化する災害に対応可能な消防庁舎

大規模災害が発生した場合、当該災害に迅速、かつ、的確に対応することができる指揮本部機能を備えるとともに、当該大規模災害の発生により緊急消防援助隊等の応援を要請した際にも指揮本部として活用可能な消防庁舎とします。

また、近年、複雑多様化する災害に対応するため、様々な災害現場を想定し、実践的な消防活動訓練を行うことができる施設を備えた消防庁舎とします。

### （2）防災意識の普及啓発、防災情報の発信等ができる消防庁舎

救急講習等のイベントを開催することで、それらを通じた防災意識の普及啓発活動を実施することができ、消防、防災等の各種情報をはじめとした管内市町における行政案内等の必要な情報を地域住民へ適切に発信及び提供できる消防庁舎とします。

### （3）利用者の利便性に配慮され、地域住民に親しまれる消防庁舎

当消防組合管内における高齢化の進展等を踏まえ、来庁者が安心して不便なく消防庁舎を利用できるよう、利便性に配慮する観点からユニバーサルデ

ザイン（※1）とします。

また、ゾーニングにより職員の執務空間と来庁者の利用空間を区分する等、消防庁舎を利用する者が安全で効率よく当該庁舎を利用できることが、かつ、地域住民に親しまれる消防庁舎とします。

#### ※1 ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力差等を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいうように建築物、製品、環境等をデザインすることです。

#### （4）災害に強く、業務継続に配慮した消防庁舎

大規模な地震又は風水害が発生した場合でも消防庁舎の機能を損なうことなく迅速にそれらの災害に対応することができるよう、消防庁舎の耐震性及び耐久性を確保するとともに、過去の大規模災害から得られた貴重な教訓を踏まえた災害に強い消防庁舎とします。

また、日頃から自然エネルギーの積極的な活用等により消防庁舎の運用に係る必要なエネルギーをできる限り抑えるとともに、それら災害の発生により商用電源の途絶、水道の断水、燃料の不足等が発生した場合でも、ライフライン等途絶時における自立性を確保しておくことにより業務を継続することができる消防庁舎とします。

#### （5）適正な職場環境に配慮した消防庁舎

勤務する職員が効率よく業務が遂行できるよう、適切な事務スペースを確保し、事務室等における機能的なレイアウト等、衛生面においても勤務する職員が健康を損なうことのないよう、業務効率、職員の衛生管理等に配慮された消防庁舎とします。

また、女性消防吏員の採用等を見据え、女性が交代制勤務においても安心して働くことができるよう、女性専用の生活スペースが確保される消防庁舎の検討も必要です。

## 第2 建設予定地

### 1 位置



### 【現況写真】



## 2 建設予定地概要

### (1) 住 所

千葉県匝瑳市横須賀 371 番地 1、372 番地 1、373 番地 1  
381 番地 1、382 番地

(2) 面 積 7,703 m<sup>2</sup> (公簿面積。5筆合計)

(3) 用途地域 指定なし

(4) 防火地域 指定なし

## (5) その他

ア 農業振

#### ノ 埋蔵文化財匁蔵地（太撰・

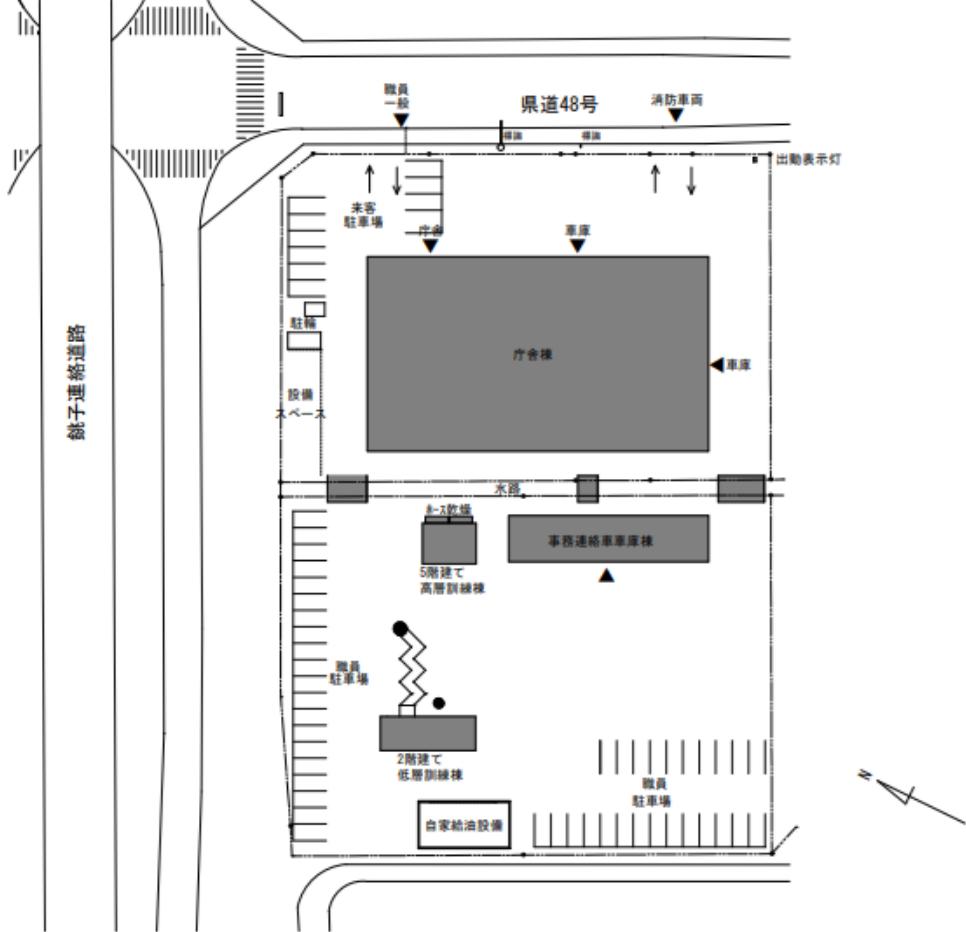
#### （四）盛土規制法に基づく規制区域

ノ 直上焼前法に基づき、焼前区域

### 3 建物等の配置オマージュ図

建物等の配置イメージは、次のとおりです。

また、具体的な配置は、今後の基本設計及び実施設計において決定するものとします。



## 第3 整備基本計画

### 1 意匠計画

#### (1) デザイン等

- ・街並みに調和し、住民に親しまれるデザインとします。
- ・将来の行政ニーズ、機器の更新、IT化等の変化に対応できる消防庁舎とします。
- ・様々な来庁者が安心して不便なく利用できよう、ユニバーサルデザインとします。
- ・多様な色覚に配慮する観点からカラーユニバーサルデザイン（※2）に配慮します。
- ・維持管理コストの低減を踏まえたライフサイクルコスト（※3）に配慮します。
- ・自然エネルギーを積極的に活用することにより省エネルギー対策に貢献できるよう、パッシブデザイン（※4）に配慮します。
- ・スケルトン（構造躯体）及びインフィル（内装、設備等）を分離した構法の導入等により設備等に係る更新の容易性に配慮します。

#### ※2 カラーユニバーサルデザイン

カラーユニバーサルデザインとは、多様な色覚を持つ様々な人に配慮して、なるべく全ての人に正確に情報が伝わるよう、利用者の視点で色使い等をデザインすることです。

#### ※3 ライフサイクルコスト

ライフサイクルコストとは、建物が施工され、解体されるまでの期間に要する費用のことをいい、中でも建物の運営に係る光熱費、水道費、修繕費等の維持管理費については、建設費の数倍に及ぶものといわれています。

#### ※4 パッシブデザイン

パッシブデザインとは、太陽からの光又は熱、自然風等の自然エネルギーを積極的に活用することにより、エアコン等の使用ができる限り抑えながら居住空間の快適性を確保することができるデザインで省エネルギー対策に貢献することができます。

#### (2) 敷地におけるゾーニング及び動線

- ・緊急車両と来庁者車両の動線は、極力離し、交錯することができないよう、配

慮します。

- ・緊急車両の出動動線は、迅速な出動ができるよう、配慮します。
- ・来庁者用駐車場及び駐輪場と消防庁舎の玄関をできる限り近接させます。
- ・高齢者、障害者等のための移動等円滑化経路を明確にします。
- ・玄関アプローチの歩車分離を明確にします。

### (3) 消防庁舎におけるゾーニング及び動線

- ・平常時における職員の動線は、来庁者の動線を妨げることなく、速やかに業務ができるよう、主として職員の利用を想定した廊下又は階段とします。
- ・緊急時における職員の動線は、出動するに当たり、事務室、仮眠室又は訓練施設から速やかに出動できるようにします。
- ・緊急時における職員の動線は、帰署するに当たり、救急隊等の感染防止の処置が必要な部隊と、その他の部隊の動線を分けて行動できるようにします。

## 2 構造計画

### (1) 構造等

- ・業務継続の観点から、震度6強から7程度の大規模地震においても倒壊等することのない建物構造とします。
- ・構造形式の採用については、地質調査の結果等を踏まえて検討します。

### 【参考】

構造形式の比較

構造形式	耐震構造	制震構造	免震構造
概 念	建物の構造体を強化し、地震の揺れに耐える構造	制震部材により地震の揺れを低減させ、構造体の損傷を防ぐ構造	建物と基礎の間に免震部材を配置した免震層を設置し、地震の揺れを直接建物に伝えない構造
特 徴	構造体が地震エネルギーに抵抗する。	制震部材が地震エネルギーを吸収する。 RC造は、S造に比べて制震部材の効果を得にくい。	免震層の免震部材が地震エネルギーを吸収する。
耐震性能	大地震時、崩壊又は倒壊しない。	大地震時、構造体はほとんど損傷しない。	大地震時、構造体は損傷しない。
大地震後の状態	建物に変形が残る可能性がある。	建物に変形が比較的残らない。	建物に変形が全く残らない。
上部躯体コスト	比較的低い。	耐震構造と比べて若干高い。	耐震構造と比べて高い。
工 期	標準的な期間	耐震構造と比べて長い。	耐震構造及び制震構造と比べて長い。
維持管理	一般的な維持管理	一般的な維持管理	一般的な維持管理に加え、専門業者による目視点検(毎年)、定期点検(10年)が必要

## (2) 耐震安全性

- 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日国営計第126号）において求められている基準のうち、構造体はI類を、建築非構造部材はA類を、建築設備は甲類を確保します。

### 【参考】

耐震安全性の部位別分類別の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

## 3 各室計画

### (1) 執務スペース

#### ア 消防長室

- 消防長の執務室及び応接室として使用します。
- 消防本部の事務室に隣接させます。
- 執務机、会議机、キャビネット等の備品家具類を整備します。

- ・間仕切り壁は遮音性能を有する構造とするとともに、内装は応接室機能に考慮した仕様とします。

#### イ 事務室

- ・毎日勤務職員及び隔日勤務職員の執務並びに来庁者対応用として使用します。
- ・外部からの騒音が激しい場所では、エアタイトサッシ等の音を低減できる構造とします。
- ・事務室には、地域住民等からの相談、各種届出等を処理するために必要な相談コーナー等を確保します。
- ・事務室のフロアは、床下にネットワークケーブル等を配線することができるOAフロア（※5）とします。
- ・事務室のレイアウトは、組織変更又は人員の増減に伴う机の移動を生じさせないユニバーサルレイアウト（※6）を基本とします。
- ・事務室に来庁者用の受付カウンターを設置します。
- ・事務室内に書類等を収納することができる十分な収納スペースを確保します。
- ・匝瑳消防署事務室内に応接スペースを確保します。
- ・自然採光を積極的に取り入れ、照明負荷の削減に考慮した計画とします。

##### ※5 OAフロア

OAフロアとは、床の上にネットワークケーブル等のための一定の高さの空間を確保し、その上に別の床を設け、二重化したものです。

##### ※6 ユニバーサルレイアウト

ユニバーサルレイアウトとは、机の構成及び配置を均一にし、組織変更又は人員の増減が発生した場合でも机は動かさずに、人が動くことで対応することができる机の利用方式です。

#### ウ 指揮本部スペース

- ・指揮本部が設置された場合にオペレーションルームとして使用します。
- ・災害対策に関する会議を行うことのできる室を併設します。
- ・災害情報の収集、伝達等に必要な機器を備えます。
- ・指揮本部員が情報を共有することができる備品を備えます。

#### エ 書庫

- ・書類、台帳等の保管場所として使用します。
- ・書棚は、可動式とします。

- ・可動式書架を収納できるよう、床の耐荷重を設計します。
- ・配置に際しては、スペースの有効活用に努め、階段下等についても検討を行います。
- ・各種資料等の共有化を図り、事務の効率化及び職員のレベル向上のため、資料等を一括管理し、必要な時にいつでも閲覧できるように設置します。

#### **オ 大会議室**

- ・各種会議、式典、研修等の室として使用します。
- ・パーティションで中室又は小室に分けることができる構造とします。
- ・プロジェクター、スクリーン、音響設備等を設置します。
- ・長机、椅子等の収納スペースを確保します。
- ・会議の議場として使用する際、必要となる機能を備えるとともに、傍聴席等の設置に配慮した室とします。

#### **カ 会議室**

- ・内部の会議又は打合せを行えるよう会議室を設けます。
- ・約15人が収容できる広さとします。

#### **キ トレーニングルーム**

- ・職員の体力鍛成に必要なトレーニングを行うためのスペースとして使用します。
- ・訓練により破損しない内部構造とともに、弾力性かつ安全性が充足されているものとします。

#### **ク 住民相談室**

- ・住民相談、打合せ等の室として使用します。
- ・災害等に関する情報を関係者から聴取するための室として使用します。
- ・間仕切り壁は、会話が聞こえない程度の遮音性能を有する構造とします。
- ・使用者が周囲から目立ちにくい場所に出入口を配置します。

#### **ケ 地域住民ＰＲコーナー**

- ・消防関連情報等を地域住民に発信し、及び提供するためのスペースとして使用します。
- ・各種パンフレットの配布及び情報の掲載ができる機能を備えるものとします。
- ・ポスター掲示するため、周囲にピクチャーレールを配置します。

- ・広報用のデジタルサイネージの配置について検討します。

## コ 倉庫

- ・書類以外の物品を収納する倉庫として使用します。
- ・倉庫は、各フロアに設置します。
- ・倉庫の設置に際しては、階段下のスペースを有効活用します。

## サ 情報通信室

- ・ちば消防共同指令センター関連機器の設置室として使用します。
- ・無線装置、防災行政無線、放送設備、電話交換機等の通信機器の設置室として使用します。
- ・気象観測装置、情報収集用テレビその他災害対応に必要な情報収集機器の設置室として使用します。
- ・情報通信室のフロアは、床下にネットワークケーブル等を配線することができるOAフロアとします。

## シ サーバ室

- ・情報システムに係るサーバの設置室として使用します。
- ・サーバ室のフロアは、床下にネットワークケーブル等を配線することができるOAフロアとします。
- ・外光による影響を受けない措置を講ずるものとします。
- ・入退室管理ができるよう配慮するものとします。
- ・内装及び什器は、不燃、防炎性能を有する材料を用いるとともに、静電気による影響を防止する措置を講ずるものとします。

## ス 屋内訓練室

- ・救急講習、PA連携訓練その他屋内における訓練等の実施場所として使用します。
- ・会議室と兼ねることもできます。

## (2) 生活スペース

### ア 仮眠室

- ・当務員の夜間仮眠室として使用し、更衣スペースも確保するものとします。
- ・原則として、個室タイプとします。
- ・床は、歩行時に騒音の少ない材質を使用します。

- ・外部からの騒音を低減できるものとします。
- ・車庫に達する動線は、安全かつ短時間で到達することができるものとします。
- ・扉は、開閉時に音が少ないものとします。
- ・照明は、個室ごとに点滅可能とします。情報通信室からも消防隊又は救急隊ごとに強制点滅が可能な方式とします。
- ・個室に個別のエアコンを設けます。

#### **イ 更衣室**

- ・毎日勤務職員の更衣スペースとして男女それぞれの更衣室を設けます。

#### **ウ 女性用スペース**

- ・洗濯室、浴室、洗面室及びトイレを設けます。
- ・休憩スペースを設けます。

#### **エ 食堂・厨房・休憩室**

- ・勤務員全員の食事スペースとして使用します。
- ・参集者の食事にも対応可能な簡易業務用厨房器具を備えます。
- ・食器棚、食品庫等は地震時に倒れないよう原則として据付けとし、扉は安易に開放しないようロック機能を設けます。
- ・休憩室は、靴を脱いでくつろげる和室とします。

#### **オ リネン室**

- ・仮眠室ベッドのシーツ、布団カバー等の保管及びシーツ回収箱置場として使用します。

#### **カ 給湯室**

- ・流し台、給茶器等の設置スペースとして使用します。

#### **キ 浴室、脱衣室及び洗面室**

- ・災害活動、訓練後等、交替制勤務員の入浴室として使用します。
- ・災害活動等により汚れた衣類をすぐに洗濯できるよう、洗濯及び乾燥スペースを浴室エリアに近接して設けます。
- ・洗濯機パン及び乾燥機台を必要数設置します。
- ・湿気等による腐食をしない内装とし、耐久性があり、衛生的で清掃のしやすさを考慮します。

- ・十分な換気ができるよう配慮します。

#### ク トイレ

- ・男性用及び女性用を各階に設けます。
- ・多目的トイレは、必要な階に設けるものとします。
- ・多目的トイレは、オストメイト対応とします。

### (3) 災害対応スペース

#### ア 出動準備室

- ・防火衣収納ロッカーを設置します。
- ・災害出動時に防火衣等を着装するためのスペースとして使用します。
- ・迅速に出動するため、車庫に隣接して配置します。

#### イ 救急消毒室

- ・救急隊員及び資機材の消毒室として使用します。
- ・感染性廃棄物及び医療用廃棄物を収納できる専用容器の保管室として使用します。
- ・救急出動で使用した資機材の洗浄及び消毒を行うほか、救急活動で汚れた隊員の衣類等の洗浄を行います。
- ・入口ドアの開閉は、直接手で触れなくても容易に開閉できる仕組み（肘や足を使う、自動ドア等）とする等、作業性に配慮した構造とします。
- ・二槽式流し台とし、一槽は深型で手洗い並びに血液、汚物等で汚れた資機材を洗浄でき、他の一槽は消毒剤を浸し、消毒できる仕様とします。
- ・洗浄した資機材を滅菌するための前作業を行うため、作業台を設けます。
- ・血液、汚物等により汚染された救急服等を洗浄する洗濯機、乾燥機を設置します。
- ・ストレッチャーを洗浄するスペースを設け、ホースリールにより延長可能なシャワー機能を設置します。
- ・ストレッチャー洗浄部分に排水口を設置します。
- ・換気設備を設けます。

#### ウ 救急資機材庫

- ・救急資機材を収納する室として使用します。
- ・原則として救急消毒室に隣接して設けます。
- ・薬品、包帯その他救命処置用器具が倒落やこれによる漏れが生じることなく保管できるように配慮します。

- ・酸素ボンベの収納を配慮します。

## **エ 災害資機材庫及び救助資機材庫**

- ・災害資機材、救助資機材等を保管するため、救急資機材と分けて収納します。
- ・緊急車両車庫に隣接させ、資機材の搬出入が容易に行える開口を設けます。
- ・廊下からの出入口とは別に車両の寄り付きが可能な外部搬出入口を設けます。
- ・各壁面に棚を設置するとともに、重量物を保管することができるよう、強度を十分確保します。
- ・換気設備を設けます。

## **オ 備蓄倉庫**

- ・緊急消防援助隊等の出動要請時における職員用の非常食、飲料水、毛布等を保管します。
- ・備蓄品保管用に強固な構造の棚を設けます。

## **カ ボンベ充てん室**

- ・消防隊が災害出動及び訓練で使用した空気呼吸器の空気ボンベを充てんするための高圧ガス充てん施設を整備します。

## **キ 洗濯乾燥室**

- ・防火衣の機能保持のため、防火衣専用洗濯機を設置します。
- ・濡れた防火衣等を乾燥させる防火衣専用乾燥機を設置します。

## **ク 車庫**

- ・車両を保管する場所として使用します。
- ・車庫の高さは、梁下で 5 m 以上確保します。
- ・消防車両と内壁面間には、有効幅 2 m 以上の幅員の出動動線を確保します。
- ・地震時の揺れで車両相互がぶつかり破壊されることのないよう、縦方向 1. 5 m ~ 3. 0 m 程度（ホースカー積載車両の後方は 3. 0 m）両側 1. 5 m 程度の離隔距離を確保します。
- ・緊急車両の位置を明確にするため床面に区画線を引きます。
- ・排気ガスを容易かつ効率的に換気できる構造又は排気装置を設置します。

- ・車庫扉は、常時閉鎖でも採光可能で、外部から消防車両を視認できるタイプのものとします。
- ・車両出入口には、盗難防止の観点から扉を設けます。
- ・床は、滑りにくい仕上げとし、適宜、水勾配を設けます。
- ・車庫内を応急救護所として活用できるよう、整備します。
- ・災害対応用資機材収納スペースを設けます。
- ・車両積載品の交換等の作業用スペースを設けます。
- ・車庫前面には、出動時の動線（車路）利用のほか、車両点検、洗車スペース等を設けます。
- ・救急資機材庫、災害資機材庫、救助資機材庫等を隣接させます。

#### ケ 火災原因調査室

- ・火災原因調査における鑑定の際に使用します。
- ・焼損物の鑑定及び保管に支障がないよう、配慮します。
- ・火災原因となった収去物を洗浄することから、床及び壁は、防水仕様とし、水栓を設けます。
- ・車庫内に設けます。

#### コ 危険物保管庫

- ・第4類危険物の数量に応じ、耐火造の危険物保管庫を設けます。

#### サ タイヤ保管庫

- ・車両のスタッドレスタイヤ等を保管します。
- ・交換タイヤの搬出入が容易に行える開口を設けます。

### （4）その他の施設等

#### ア 無線塔

- ・デジタル無線対応型の無線塔を設置します。

#### イ 対空標示（ヘリサイン）

- ・災害時におけるヘリコプターからの識別を容易にするため、屋上に標示します。
- ・表示方法は「九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申合せ事項」による表示方法を準用します。

## (5) 一般的事項

- ・敷地内及び消防庁舎内において出動時に来庁者と職員の接触、衝突事故等の防止に十分配慮したスペースの確保と動線区分に配慮します。
- ・災害出動時の動線上のドアは、出動に際して支障とならないよう、バーハンドル付き外開き又はスライド形式とし、常時、内外部が確認できるようにします。
- ・廊下、階段等は、出動時の職員の動線に配慮した効率的かつ余裕のある計画とします。
- ・階段の踊り場には、段差を設けないものとします。
- ・来庁者の行動範囲を制御するため、来庁者利用のパブリックスペースと署員のみが使用するプライベートスペースを明確に区分します（壁や床面塗装の色分け等）。
- ・バリアフリーを基本とし、親しみやすく安心感を与える消防庁舎とします。
- ・必要に応じてエレベーターを設置します。
- ・開放感に満ちた雰囲気が出せるよう、方位、窓等の採り方に配慮します。
- ・机のレイアウトは来庁者を受け入れやすい配置とします。
- ・塩害のおそれがある場合は、原則としてステンレス製等、防錆加工したものを使用します。

## 4 外構計画

### (1) 外構部

- ・外構部については、必要な機能を満たす計画とします。
- ・植栽計画は、将来における植物の生長や管理に配慮した計画とします。

### (2) 駐車場及び駐輪場

- ・駐車場及び駐輪場については、必要な機能を満たす計画とします。
- ・職員用駐車場及び駐輪場については、配置職員数を考慮して、職員の勤務に支障を来さない台数分を確保します。
- ・来庁者用駐車場及び駐輪場については、施設利用者の利便性並びに敷地及び建物形状を考慮して、施設運営上支障を来さない台数分を確保します。
- ・歩車分離や移動等円滑化経路の明確な計画とします。
- ・緊急車両の動線と分離するよう計画します。

### (3) 消防訓練施設

- ・消防隊員として必要な警防技術を練磨するため、実戦に近い火災防ぎよ、検索救助等の訓練が可能な施設を設けます。

- ・訓練塔 1 階には、救助資機材庫等を設けます。
- ・高層訓練塔へ各階に開口部を設け、救出訓練ができるようにします。
- ・高層階対応訓練用に連結送水管及び消火訓練フロアを設けます。
- ・立坑訓練用スペースを設けます。
- ・横坑訓練用に煙道を設けます。
- ・高層訓練塔と低層訓練塔の間にブリッジ線及び安全ネットを展張できるよう設けるとともに、収納スペースも設けます。
- ・訓練塔各階開口部の上部には、アンカー（引っ張り強度 5 t 以上）を設けます。
- ・訓練塔各階開口部には、夜間想定訓練ができるよう、雨戸を設けます。
- ・訓練塔各階及び各室の全ての柱等には、コーナーガード等の保護材を設けます。
- ・訓練塔各階及び各室には、全て排水処理及び防かび対策を施します。
- ・全てのバルコニー及び廊下に設ける手すり等の上部には、欠損防止用の金具を設けます。
- ・屋内階段及び屋外階段は、滑り止めの措置を講じ、手すりを設けます。
- ・訓練塔の各室の床材は、滑りにくいものとします。
- ・雨水を消防訓練（消火訓練、放水訓練等）に利用し、施設規模に適した貯水量を確保します。

#### (4) その他の施設等

##### ア 防災備蓄倉庫

- ・震災等に備え、非常用備蓄品を保管します。
- ・非常用備蓄品保管用に強固な構造の棚を設けます。

##### イ 国旗等掲揚塔

- ・国旗等掲揚塔を整備します。

##### ウ 出動表示板

- ・緊急車両が出動する際に、通行車両、歩行者等に認知させるため、文字で表示するとともに、音声による警告を行えるようにします。

##### エ 電光掲示板

- ・電光掲示板は、任意の広報文を入力することができ、各種広報等に使用します。

#### **オ　自家用給油施設**

- ・地震、台風、水害等の大規模災害発生時、初動時における消防車両用の燃料を確保するため設置します。
- ・消防本部及び消防署所の消防車及び救急車が3日間活動できる容量とします。

#### **カ　消防水利**

- ・消防庁舎付近での火災時又は訓練時の消防水利として消火栓及び地中梁を利用した防火水槽を設置します。

#### **キ　ホース乾燥設備**

- ・ホースリフター付きのホース乾燥設備を設けます。

### **5　電気設備計画**

#### **(1) 共通事項**

- ・平常時及び非常時のライフラインの確保により、施設の継続的使用を可能とする計画とします。
- ・24時間体制での施設使用となるため、照明、空調、換気設備等に関する計画については、良好な室内環境の確保に配慮します。
- ・省エネルギー対策として、高効率の機器の採用やセンサー類の利用による省電力に努めるほか、エコケーブルの採用等による環境負荷の低減に配慮します。
- ・電気配線シャフト等の配置については、更新性及び拡張性に配慮した計画とします。
- ・消防庁舎部分の全ての電源系統は、負荷種別ごとに適宜分割し、災害時及び停電時のバックアップを行います。
- ・照明系統については、消防業務継続のため停電時に所定諸室の最低2分の1程度の照度を確保します。
- ・環境負荷を少なくするための省エネルギー対策に配慮し、太陽光発電等の新エネルギー資源の活用を積極的に図ります。
- ・塩害のおそれがある場合は、原則としてステンレス製等、防鏽加工したものを使用します。

#### **(2) 受変電設備**

- ・受変電設備は、大雨等の被害を受けにくい建物上部に設置します。

### (3) 発電設備

- ・非常用発電設備は、大雨等の被害を受けにくい建物上部に設置します。
- ・非常用発電設備の燃料備蓄量は、72時間分とします。

### (4) 太陽光発電装置

- ・通信機器等の電源を確保するため、必要な電力を発電することができる太陽光パネル及び蓄電池の設置を検討します。
- ・ライフライン途絶時に、地域住民の携帯電話充電用の電源としても使用します。

### (5) 電灯設備

- ・各室の照度は、JIS照度基準に準ずることとします。
- ・スイッチ類は室ごとに単独で設置し、夜間の緊急出動に迅速に対応するため、共用部、仮眠室等はフル2線式のリモコンスイッチによる集中制御とします。
- ・居室及び避難経路となる廊下等に電池内蔵型非常用照明を、避難経路に誘導灯を設置します。
- ・省エネルギー対策としてLED、初期照度補正、外光利用制御、人感センサー等による照明制御の導入を検討します。

### (6) 出動表示設備

- ・緊急車両出動時に道路通行車両等へ注意喚起を行うため、文字表示等による出動表示設備を設置します。

### (7) 放送設備

- ・停電時においても緊急放送が可能となるよう非常電源内蔵型アンプとします。
- ・近隣住民への配慮のため、消防庁舎内のスピーカーに個別断スイッチを設けます。

### (8) インターホン設備

- ・出入口にカラーカメラ付き受付用インターホンを設置します。

### (9) 防犯設備

- ・防災、防犯、安全管理等の観点から、建物内外におけるセキュリティの確保及び電気錠制御装置について配慮します。

## (10) 雷保護設備

- ・落雷による電気設備への被害を避けるため、必要な雷保護設備の設置を検討します。

# 6 機械設備計画

## (1) 共通事項

- ・平常時及び非常時のライフラインの確保により、施設を継続的に使用することができる計画とします。
- ・24時間体制での施設使用となるため、照明、空調、換気設備等に関する計画については、良好な室内環境の確保に配慮します。
- ・省エネルギー対策として、高効率の機器の採用やセンサー類の利用による省電力に努めるほか、適切な熱源や空調方法の選択等による環境負荷の低減に配慮します。
- ・設備機器の選定については、ライフサイクルコストに配慮した計画とします。
- ・パイプスペース、ダクトスペース等の配置については、更新の容易性及び拡張性に配慮した計画とします。
- ・給排水設備については、災害時の緊急時利用（72時間分）に配慮した計画とします。
- ・塩害のおそれがある場合は、原則としてステンレス製等防錆加工したものを使用します。

## (2) 空気調和設備

- ・各室等の機能、規模に応じた適切な空調方式を選定するとともに、自然エネルギーの利用等を検討し、環境負荷の低減に努めます。
- ・空気調和設備の方式については、24時間体制での施設使用となるため、個別方式とします。
- ・空気調和設備の室外機は、大雨等の被害を受けにくい建物上部に設置します。

## (3) 換気設備

- ・各室等の機能、規模に応じた適切な換気方式を選定するとともに、各室のエアーバランスに留意し、計画します。
- ・換気設備の方式については、24時間体制での施設使用となるため個別方式とします。
- ・可能な限り自然換気を行えるように計画し、中間期等における省エネルギー

一対策に配慮します。

#### (4) 自動制御設備

- ・空気調和設備、給排水衛生設備の適正な運転及び維持管理のため、空調機の一括管理を行う集中コントローラーや水槽類の水位制御設備の設置を検討します。

#### (5) 給水設備

- ・受水槽は、耐震性、耐久性に優れた材質のものを採用し、職員が3日間勤務することができる容量を確保します。
- ・受水槽に緊急遮断弁と採水口を設置し、地震動による配管損傷があった場合にも残水を利用できる計画とします。
- ・訓練用貯水槽は、雨水利用を検討します。
- ・上水道断水時における生活用水を確保するため、雨水貯留槽の設置、地下水の利用等を検討します。

#### (6) 給湯設備

- ・局所式及び中央式の選択は、室の利用形態に応じて適切に行います。
- ・給湯設備は、大雨等の被害を受けにくい建物上部に設置します。

#### (7) 衛生器具設備

- ・利用者のニーズに適合した器具を選定するとともに、節水型の器具を採用します。
- ・小便器は個別感知洗浄弁方式、洋式大便器は温水洗浄便座、洗面器は自動水栓を採用します。

#### (8) 排水通気設備

- ・排水方式は、屋内分流・屋外合流方式とし、既存下水道公設溝に接続します。
- ・厨房排水は単独排水とし、グリーストラップで処理した後に屋外で合流させます。
- ・洗車による排水及び消防訓練にて使用した排水は、ガソリントラップで処理した後に屋外で合流させます。

#### (9) 昇降機設備

- ・体の不自由な方及び高齢者の利用に配慮します。

## 7 新消防庁舎の規模等

### (1) 新消防庁舎の規模

消防庁舎の規模については、地域の防災拠点として必要となる諸室機能を考慮するとともに、他消防本部における消防庁舎の先行事例を参考として延べ床面積3,000m<sup>2</sup>を目安に基本設計の中で最適な規模を検討していくものとします。

### (2) 新消防庁舎の諸室面積等

	室名	室数	室面積 (m <sup>2</sup> )	備考
消防本部	事務室	1	140	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンカウンター形式</li> <li>・打合せスペースの確保</li> <li>・受付窓口の設置</li> <li>・OAフロア</li> </ul>
	消防長室	1	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OAフロア</li> </ul>
	住民相談室	2	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1室当たり13m<sup>2</sup></li> </ul>
	書庫	1	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可動式書架設置</li> </ul>
	倉庫	適宜	50	
	大会議室	1	180	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動間仕切設置</li> <li>・プロジェクター、スクリーン、音響設備等設置</li> <li>・OAフロア</li> </ul>
	会議室	1	30	
	指揮本部スペース	1	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時、会議室、屋内訓練室等として使用</li> <li>・OAフロア</li> </ul>
	男子トイレ	1	20	
	女子トイレ	1	10	
	多機能トイレ	1	6	
	給湯室	1	6	
	男子更衣室	1	17	
	女子更衣室	1	8	
消防署	事務室	1	170	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打合せスペースの確保</li> <li>・受付窓口の設置</li> <li>・OAフロア</li> </ul>

消防署	応接室	1	20	・ OA フロア
	情報通信室	1	30	・ 消防署事務室に隣接 ・ 消防救急無線に係る遠隔制御器を設置 ・ 構成市町防災行政無線に係る遠隔制御器を設置 ・ OA フロア
	サーバ室	1	20	・ サーバラック設置 ・ OA フロア
	住民相談室	1	13	
	書庫	1	30	・ 可動式書架設置
	給湯室	1	6	
	トレーニングルーム	1	50	
	食堂	1	55	・ 消防本部職員及び消防署職員が利用
	厨房	1	25	・ 食堂内に設置
	休憩室	1	20	・ 食堂内に設置
	男子仮眠室	24	192	・ 1室当たり 8 m <sup>2</sup>
	男子浴室、脱衣室及び洗面室	1	44	・ ユニットシャワー4室
	2階男子トイレ	1	20	
	女性用スペース	1	45	・ 仮眠室 3室 : 1室当たり 8 m <sup>2</sup> ・ 仮眠室、トイレ、浴室、脱衣室、洗面室及び洗面室を一区画とする。 ・ ユニットバス 1室
	リネン室	1	10	
	車庫	1	520	・ 車両 12 台を駐車 ・ 消防車両と内壁との有効幅員を 1.5m 程度確保する。 ・ 車両相互で離隔距離を縦方向 1m 程度、両側 1.5m 程度確保する。
	火災原因調査室	1	20	
	救助資機材庫	1	40	
	救急資機材庫	1	30	

消防署	救急消毒室	1	20	
	出動準備室	1	70	・防火衣ロッカー54人分を設置
	洗濯乾燥室	1	20	・防火衣専用洗濯機及び防火衣専用乾燥機設置
	災害用資機材庫	1	50	
	危険物保管庫	1	10	
	ポンベ充てん室、ポンベ庫	1	10	・移動式空気呼吸器用高圧エアコンプレッサーを配置
	機械室	1	25	・ポンプ室、MDF室等
共用部	風除室	1	20	
	エントランスホール	1	30	
	地域住民ＰＲコーナー	1	20	
	エレベーターホール	1	30	・11人乗りエレベーターを1基
	廊下等		700	・廊下幅1.8m程度 ・階段、PS及びEPSを含む。
	1階男子トイレ	1	15	
	1階女子トイレ	1	15	
	1階多機能トイレ	1	6	
	合 計		2,999	

### (3) 別棟建築物の延べ床面積等

建築物名	階数	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
事務連絡車庫	1F	200	・車両7台+αを駐車
低層訓練棟	2F	250	
高層訓練棟	5F	300	

※ いずれかの別棟建築物に防災備蓄倉庫(約100 m<sup>2</sup>)を併設させる。

## 第4 整備事業計画

### 1 事業概要等

#### (1) 建設用地取得

消防庁舎、訓練施設その他必要な施設の建設に必要となる用地を取得します。

また、当該用地の取得に当たり、必要な調査等を実施します。

#### (2) 配水管引込工事

建設用地周辺は、上水道水の配水管が敷設されていないことから、新消防庁舎において上水道水を使用するため、当該配水管の引込工事を実施します。

また、当該引込工事に当たり、必要な調査、設計等を実施します。

#### (3) 消防庁舎建設工事

管内住民の安心・安全を確保するため、災害に強く地域の新しい防災拠点となる消防庁舎の建設工事を実施します。

また、当該建設工事に当たり、必要な調査、設計等を実施します。

#### (4) 外構整備工事

複雑多様化する災害に対応するため、様々な災害現場を想定した消防活動訓練を行うことができる消防訓練施設、大規模災害発生時における消防車両用の燃料を確保するための自家用給油施設等の外構整備工事を実施します。

また、当該外構整備に当たり、必要な調査、設計等を実施します。

#### (5) 解体工事

既存の消防庁舎、訓練施設、車庫等の解体工事を実施します。

また、当該解体工事に当たり、必要な調査、設計等を実施します。

## 2 事業手法

#### (1) 事業手法の検討

地方公共団体が行う公共工事の契約方式としては、設計及び建築を個別に発注するいわゆる従来方式と言われる設計・施工分離発注方式が一般的であります。

また、落札者の選定方法については、価格競争方式による方法が広く採用されてきました。

近年では、民間ノウハウ又は民間資金を活用した官民連携手法についても

多様化が進んでおり、地方公共団体が公共事業に抱える課題又は需要に応じた民間連携手法を取り入れることで、公共工事に係る品質を確保していくことも可能となっています。

## (2) 契約方式

契約方式については、概ね次の方針が想定されます。

### ア 設計・施工分離発注方式（従来方式）

設計・施工分離発注方式とは、別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様により、その施工のみを発注する方式です。

設計の発注を別に行い、工事の発注を実施設計が完了した段階で行います。

#### (ア) 効果等

- ・確定した仕様により、精度の高い工事費の算出が可能である。
- ・設計段階全体を通じての調整等が可能である。
- ・仕様を確定させてから工事を発注するため、契約変更を必要とする施工条件が明確となる。
- ・設計者の意図的な過剰設計によるコスト増加を防止することができる。

#### (イ) 留意事項

- ・基本的に設計に遡った対応ができない。
- ・設計に遡った対応が必要となる場合は、設計図書の変更及びこれに伴い請負代金又は工期の変更を行う必要がある。

### イ 設計施工一括発注方式・詳細設計付工事発注方式

設計施工一括発注方式とは、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を、施工と一緒にして発注する方式です。

工事の発注を基本設計の段階で行います。

詳細設計付工事発注方式とは、構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な詳細設計（仮設を含む。）を施工と一緒にして発注する方式です。

工事の発注を実施設計（詳細設計）の段階で行います。

#### (ア) 効果等

- ・設計と施工（製作も含む。）を一元化することにより、施工者のノウハウ

ウを反映した合理的な設計が可能である。

- ・設計時より施工を見据えた品質管理が可能である。

#### (イ) 留意事項

- ・設計と施工を分離して発注した場合と比べて、施工者側に偏った設計となりやすい。
- ・契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、責任の所在があいまいとなってしまう。

### ウ PFI方式

PFI（Private Finance Initiative の略）方式とは、民間の資金や民間の持つノウハウを活用し、公共施設等の設計、建設、改修及び更新並びに維持管理及び運営を行う方式で、地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものです。

#### (ア) 効果等

- ・地域住民に対して、安くて質の良い公共サービスが提供される。
- ・公共サービスの提供における行政の関わり方が改善される。
- ・民間の事業機会を新たに創り、経済の活性化に貢献する。

#### (イ) 留意事項

- ・幅広い業務を民間に任せることになることから、行政がこれまで以上に民間の業務状況を把握し、管理又は指導を行わなければ、公共サービスの品質の低下を招く可能性がある。
- ・民間企業を選定する際は、価格のみでなく当該企業が持つノウハウ又は事業計画の内容についても評価する必要が生じることから、事前の手続に要する業務負担及び時間が増えることになる。

### (3) 落札者の選定方法

落札者の選定方法については、評価する内容に応じて次の方法が想定されます。

#### ア 価格競争方式

価格競争方式とは、発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式です。

#### (ア) 効果等

- ・他の落札者の選定方法と比較して事務上の負担が少ない。
- ・落札者を選定する手続に関して、公平性、公正性及び透明性が高い。

#### (イ) 留意事項

- ・受注者の施工能力は考慮できない方式であることから、受注者の能力によって工事品質に影響を与える可能性がある。

### イ 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、技術提案を募集すること等により、入札者に、工事価格、性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式であり、施工者の能力により工事品質に大きな影響が生ずる工事において、品質確保のために、工事価格、性能等を総合的に評価して落札者を選定する方式です。

#### (ア) 効果等

- ・技術提案に対する評価が低い場合、落札しにくくなるため、工事の品質の向上が期待できる。
- ・施工能力の乏しい者が落札することによる、公共工事の品質の低下や工期の遅れ等の防止ができる。

#### (イ) 留意事項

- ・技術提案に関して、審査及び評価を行う体制が必要となる。
- ・高度な技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取する必要がある。

### ウ プロポーザル方式

プロポーザル方式とは、内容が技術的に高度な業務又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合、技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者を落札者として選定する方式です。

#### (ア) 効果等

- ・技術力、経験、プロジェクトの体制等を含む提案書の提出を求め、評価を行うことから、質の高い業務を発注することができる。

#### (イ) 留意事項

- ・競争参加者が提案内容に基づき見積もる工事費用と、発注者の予算規模との間に大きな隔たりが生じる可能性がある。

### (4) 事業手法

事業手法については、事業スケジュール、市町における実績、近隣消防本部における先行事例等を総合的に考慮し、次の方法により実施するものとします。

ア 契約方式 設計・施工分離発注方式

イ 落札者の選定方法 億格競争方式

## 3 特定財源

### (1) 特定財源の見込み

消防庁舎の整備に係る特定財源については、地方債の活用を見込んでいます。

また、当該特定財源の活用については、構成市町と協議の上、決定していきます。

### (2) 地方債の活用

地方債は、一般事業債、緊急防災・減災事業債、防災対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債、脱炭素化推進事業債等の活用について検討します。

#### ア 一般事業債

消防庁舎の新築、増改築及び建替を事業対象としています。建設工事、実施設計業務委託、工事監理業務委託等に係る費用に充当することを見込みます。

(ア) 充當率 75%

(イ) 交付税措置 なし

#### イ 緊急防災・減災事業債（令和7年度までの時限措置）

感染防止対策のための施設及び設備の整備、非常用電源の整備等を事業対象としています。建設工事の一部の費用に充当することを見込みます。

本事業債は、令和7年度までの時限措置であることから、当該時限措置の取扱いに改正があった場合、その活用を積極的に検討します。

(ア) 充当率 100%

(イ) 交付税措置 70%

#### ウ 防災対策事業債

地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業で感染防止対策のための施設及び設備の整備、非常用電源の整備等を事業対象としています。建設工事の一部の費用に充当することを見込みます。

(ア) 充当率 75%

(イ) 交付税措置 30%

#### エ 公共施設等適正管理推進事業債（令和8年度までの時限措置）

公共施設等総合管理計画に基づいて行う公共施設等におけるユニバーサルデザイン化事業を事業対象としています。建設工事の一部の費用に充当することを見込みます。

本事業債は、令和8年度までの時限措置であることから、当該時限措置の取扱いに改正があった場合、その活用を積極的に検討します。

(ア) 充当率 90%

(イ) 交付税措置 30～50%（財政力に応じて措置）

#### オ 脱炭素化推進事業債（令和7年度までの時限措置）

公用施設の脱炭素化事業として地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画に基づき行われる事業を事業対象としています。建設工事の一部の費用に充当することを見込みます。

本事業債は、令和7年度までの時限措置であることから、当該時限措置の取扱いに改正があった場合、その活用を積極的に検討します。

(ア) 充当率 90%

(イ) 交付税措置 30～50% (財政力に応じて措置)

### (3) その他

上記のほか、本事業の実施に当たり活用することができる特定財源の創設等があった場合は、その活用を積極的に検討するとともに、引き続き特定財源の確保に努めていきます。

## 4 事業スケジュール計画

本事業における事業スケジュールは、概ね次に示すとおりです。

なお、事業スケジュールの詳細については、基本設計等において必要な調整を図るものとします。

項目	年度		2025 (R7)		2026 (R8)		2027 (R9)		2028 (R10)		2029 (R11)		2030 (R12)	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
用地取得準備														
用地取得				●										
基本設計		➡												
実施設計			➡											
配水管引込工事					➡									
建設工事 (外構整備を含む。)							➡							
運用開始												●		
解体工事													➡	